（政治運動等の禁止）

第五十八条　委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2　委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（秘密保持義務）

第五十九条　委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

（給与）

第六十条　委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

（国会に対する報告）

第六十一条　委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

2　前項の報告には、次の各号に掲げる事項が含まれていなければならない。

一　第十七条第一項の承認の求め及び当該承認並びに第十九条第一項の承認の求め及び当該承認のそれぞれの件数（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

二　第三十二条第一項の承認の求め及び当該承認並びに同条第二項において準用する第十九条第一項の承認の求め及び当該承認のそれぞれの件数

三　第三十三条第一項の承認の求め及び当該承認並びに同条第二項において準用する第十九条第一項の承認の求め及び当該承認のそれぞれの件数

四　第六十三条第一項及び第二項の規定による検査の結果の概要

五　第六十六条第一項の規定による通知、第六十七条第一項の規定による要求及び第六十八条の規定による勧告のそれぞれの件数及び概要

六　警察官職務執行法第六条の二第一項に規定するサイバー危害防止措置執行官により行われた同条第四項の承認の求め及び同条第九項の通知並びに当該承認のそれぞれの件数

七　前号の通知に係る警察官職務執行法第六条の二第十項の勧告の件数及び概要

八　自衛官により行われた自衛隊法第八十九条第一項、第九十一条の三、第九十二条第二項及び第九十五条の四第一項において準用する警察官職務執行法第六条の二第四項の承認の求め及び同条第九項の通知並びに当該承認のそれぞれの件数

九　前号の通知に係る自衛隊法第八十九条第一項、第九十一条の三、第九十二条第二項及び第九十五条の四第一項において準用する警察官職務執行法第六条の二第十項の勧告の件数及び概要

（規則の制定）

第六十二条　委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、サイバー通信情報監理委員会規則を制定することができる。

第二節　検査等

（検査）

第六十三条　委員会は、自動選別若しくは第三十五条第一項の規定による措置、非識別化措置又は再識別化措置が行われたときは、速やかに、その指定する委員長若しくは委員又は職員（以下この条及び第六十五条第二項において「指定職員等」という。）に、これらの措置が第五章又は第七章の規定を遵守して行われたかどうかを検査させなければならない。

2　前項に定めるもののほか、委員会は、指定職員等に、通信情報保有機関における取得通信情報の取扱いについて、この法律の規定（第十八条（第三十二条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件を含む。以下この節において同じ。）が遵守されているかどうかを継続的に検査させなければならない。

3　指定職員等は、委員会の定めるところにより、前二項の規定による検査（以下単に「検査」という。）の状況又は結果を委員会に報告しなければならない。

4　指定職員等は、検査の結果、通信情報保有機関における取得通信情報の取扱いに関し、この法律の規定に違反する事実があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、速やかに、その旨及び当該違反の概要を委員会に報告しなければならない。

5　委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る事実を確認し、必要があると認めるときは、第六十六条第一項の規定による通知その他の措置を講じなければならない。

（資料の提出の要求及び実地調査）

第六十四条　委員会は、第十七条第一項、第十九条第一項（第三十二条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項の承認の求めに対する審査、検査、第六十六条第一項の規定による通知、第六十七条第一項の規定による要求又は第六十八条の規定による勧告の実施に当たり、必要があると認めるときは、通信情報保有機関の長に対し、資料（選別後通信情報その他の第三十七条に規定する情報又は総合整理分析情報であるものを含む。）の提出若しくは説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

2　通信情報保有機関の長は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、他の法令の規定による制限のある場合を除き、その求めに応じなければならない。

（通信情報保有機関による協力）

第六十五条　前条第二項に定めるもののほか、通信情報保有機関は、検査に対し、協力しなければならない。

2　通信情報保有機関は、取得通信情報の処理のために使用する情報システムその他の検査の対象となる事務のために用いる情報システムについて、指定職員等が検査の的確かつ円滑な実施に必要な利用を行うことができるようにしておかなければならない。

（通知）

第六十六条　委員会は、通信情報保有機関における取得通信情報の取扱いがこの法律の規定に違反していると認めたときは、当該通信情報保有機関の長に対し、その旨を通知するものとする。

2　通信情報保有機関の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る取得通信情報の利用の停止その他の当該違反行為の是正及び再発の防止のために必要な措置を講じなければならない。

（懲戒処分の要求）

第六十七条　委員会は、通信情報保有機関の職員が故意又は重大な過失によりこの法律の規定に違反して取得通信情報を取り扱ったことにより取得通信情報が漏えいしたと認めるときは、当該職員の任命権者に対し、当該職員の懲戒処分を要求することができる。

2　委員会は、前項の規定により懲戒処分の要求をしたときは、その旨を人事院に通知しなければならない。

3　任命権者は、第一項の規定による懲戒処分の要求を受けたときは、当該職員に対しその懲戒処分をすることが適当かどうか直ちに調査してこれについて措置するとともに、その結果を委員会及び人事院に通知しなければならない。

4　第二項の規定及び前項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、通信情報保有機関の職員が都道府県の職員である場合には、適用しない。

（勧告）

第六十八条　委員会は、通信情報保有機関における取得通信情報の取扱いがこの法律の規定に違反することを防止するため必要があると認めるときは、通信情報保有機関の長に対し、当該取扱いその他の事項に関し、必要な勧告をすることができる。